

令和5年7月 農業委員会改選後初総会

令和5年7月20日（木）

中央庁舎3階会議室

午後3時00分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	宮田	早苗	5番	石渡	潤一
2番	京増	孝一	6番	相京	文夫
3番	飯田	隆男	7番	木我	恭子
4番	綿貫	清	8番	石橋	義弘

<農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	小坂	和男
斉藤	孝壹	大塚	浩
篠原	庄一	小島	儀彦

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

- ## 4. 議題
- (1) 議席抽選
 - (2) 会長及び職務代理抽選
 - (3) 担当地区調整
 - (4) 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任について
 - (5) 各種委員選出

酒々井町農業委員会改選後初総会会議録

令和5年7月20日（木）

中村事務局長 本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。開会前に、本来であれば小坂町長から辞令の交付をいただくところですが所用と
のことで、斉藤副町長にご出席いただいておりますので、斉藤副町長から辞
令の交付を行いたいと思います。農業委員の皆様は自席の方でお待ちいただ
き、お名前をお呼びいたしましたら、ご起立願います。

飯田隆男様、宮田早苗様、相京文夫様、石橋義弘様、
綿貫 清様、京増孝一様、木我恭子様、石渡潤一様
(順に辞令交付)

中村事務局長 なお、任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日ま
でとなりますので、よろしく願いいたします。

中村事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第25期 酒々井町農業委
員会の初総会を開会いたします。初めに、斉藤副町長よりご挨拶を頂戴した
いと存じます。それでは、斉藤副町長、よろしく願いいたします。

斉藤副町長 皆様こんにちは。副町長の斉藤でございます。この度の農業委員の改選にお

ける委員の募集については、6月6日の定例議会において全会一致で承認されました。昨今の農業を取り巻く環境については依然として厳しいものがありますが、農業委員の皆様には酒々井町の農業の発展のためになお一層のご尽力をいただければと思っております。ここ最近の経済情勢としては、新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、収束が見えてきたことから、今年度はイベント等も従来通りに行っていけることを期待しております。委員の皆様、これから3年間よろしくお願いします。

中村事務局長 ありがとうございました。斉藤副町長におかれましては、この後も公務が入っているとのことですので、ここで退席させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

(副町長退席)

中村事務局長 次に、自己紹介ですが、農業委員の皆様は、全委員が再任ですので、ここでは割愛させていただき、この後の推進委員の選任・委嘱後に一緒に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中村事務局長 それでは、議事に移りたいと思いますが、これからの議事の進行につきましては、酒々井町農業委員会会議規則第7条第3項の規定により、委員の任期満了に伴う町長による委員の任命後の最初の総会の議長は、年長の委員が臨時に議長の職務を行うとなっておりますので、会長が決まるまでの間、年長

委員であります石渡委員に臨時議長をお願いしたいと思います。石渡委員、議長席の方へお願いいたします。

(石渡委員 議長席へ)

臨時議長 事務局から説明がありましたとおり、会長が決まるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、次第の3の議席の抽選を行います。抽選方法につきまして、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長 議席の抽選方法につきまして、ご説明させていただきます。酒々井町農業委員会会議規則第6条により、委員の議席は、委員の任期満了に伴う町長による委員の任命後の最初の総会において「くじ」で定めとなっております。これまでは、お座りいただいております順番（時計回り）に「くじ」を引き、議席を決めておりましたが、同じ方法でよろしいか、お諮りいただければと思います。

臨時議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、従前と同じ方法で「くじ」を引き、議席を決めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 それでは、従前と同じ方法で「くじ引き」を行いたいと思いますので、事務局、用意してください。

(抽選準備、議席抽選)

臨時議長 抽選結果を事務局より発表願います。

中村事務局長 それでは、抽選結果を発表します。1番 宮田早苗委員、2番 京増孝一委員、3番 飯田隆男委員、4番 綿貫清委員、5番 石渡潤一委員、6番 相京文夫委員、7番 木我恭子委員、8番 石橋義弘委員、以上です。

臨時議長 議席が決定しましたので、議席番号に従いまして座席の移動をお願いします。なお、移動の際には、ネームプレートもお持ちくださるようお願いいたします。

(座席移動)

臨時議長 次に、次第の4の会長及び職務代理者の選出についてですが、初めに会長の選出を行い、職務代理者の選出につきましては、会長が決まった後に新議長のもと決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、会長の選出方法について、事務局説明願います。

中村事務局長 会長の選出方法につきまして、ご説明させていただきます。農業委員会等に

関する法律第5条第2項に、会長は、委員が互選した者をもって充てると規定されておりますので、互選による方法につきまして、ご説明させていただきます。これまでは、1番委員と8番委員に開票立会人をお願いし、投票による方法で行ってまいりました。当選人の決定につきましては、農業委員会等に関する法律には、具体的な規定がございませんので、当町の議会の正副議長の選出に習い、公職選挙法第95条第1項第4号の規定を準用し、有効投票の総数の4分の1以上（有効投票数が8票の場合2票以上）の得票を得た最上位の者を当選人とするものです。また、得票数が同数の場合には、クジで当選人を決めることとなっております。

臨時議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これまで通り、投票による方法で会長を決めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

臨時議長 異議なしとのことですので、投票による方法で行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、投票用紙を配布いたしますので、記入が済みましたら、事務局で投票箱を持って回りますので、1番委員から投票をお願いします。

(投票用紙配布)

(投票箱は事務局持ち回りにより投票)

臨時議長 それでは開票いたします。1番宮田早苗委員、8番石橋義弘委員、開票の立会いをお願いします。

(開票及び集計)

臨時議長 それでは、事務局より開票結果の発表をお願いします。

中村事務局長 投票総数 8票 (有効投票数 8票)

相京文夫委員	5票
飯田隆男委員	2票
宮田早苗委員	1票

となり、有効投票数の4分の1以上(有効投票数が8票の場合2票以上)の得票を得た最上位者は、相京文夫委員で 票となりました。

臨時議長 事務局の発表のとおり会長は相京文夫委員に決定しました。
会長が決まりましたので、ここで臨時議長の役を降ろさせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

中村事務局長 石渡委員に於かれましては、臨時議長の大役、お疲れさまでした。自席の方へお戻りください。

(石渡委員自席へ)

中村事務局長 ここからは、酒々井町農業委員会会議規則第7条第1項の規定によりまして、会長が議長を努めることとなりますので、相京文夫委員におかれましては、議長席にご移動いただくとともに、会長就任のご挨拶を頂戴したいと思います。

(会長就任あいさつ)

相京議長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。次第4の会長職務代理の選出に移りたいと思います。選出方法について、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長 会長職務代理者の選出につきましても、農業委員会等に関する法律第5条第5項に、委員が互選した者が職務を代理すると規定されており、これまでは、会長の選出と同様に投票による方法で行ってまいりました。

相京議長 ただいま事務局から説明がありましたが、会長同様、投票による方法で職務代理者を定めることについて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

相 京 議 長 異議なしとのことですので、投票による方法で行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、投票用紙を配布いたしますので、記入が済みましたら、1番委員から投票をお願いします。

(投票用紙配布)

(投票箱は事務局持ち回りにより投票)

相 京 議 長 それでは開票いたします。1番 宮田早苗委員、8番 石橋義弘委員、開票の立会いをお願いします。

(開票及び集計)

相 京 議 長 それでは、事務局より開票結果の発表をお願いします。

中村事務局長	投票総数	8票	(有効投票数	8票)
		綿貫 清委員		4票
		木我恭子委員		1票
		飯田隆男委員		1票
		京増孝一委員		1票
		宮田早苗委員		1票

となり、有効投票数の4分の1以上(有効投票数が8票の場合2票以上)の得票を得た最上位者は、綿貫清委員で 票となりました。

相 京 議 長 事務局から発表がありましたとおり、会長職務代理者は綿貫清委員に決定しました。それでは、綿貫清委員よりご挨拶をお願いします。

(会長職務代理者あいさつ)

相 京 議 長 ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

相 京 議 長 続いて、次第の5の担当地区調整について、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長 それでは、担当地区調整について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。担当地区につきましては、委員さん方も変わっておりませんので、案のとおり、引き続き同じ地区を担当していただければと思います。以上、簡単に説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 質問がないようですので、事務局案のとおりお願いします。

相 京 議 長 それでは、次第6の議案審査に入りたいと思います。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に1番 宮田早苗委員、2番 京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案1件となっておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

相 京 議 長 それでは、議案の酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中 村 事 務 局 長 議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任について、説明させていただきます。資料2ページをご覧ください。当町の農地利用最適化推進委員の定数は、町条例により6名となっておりますので、その6名を農業委員会として選任し、委嘱することになります。整理番号1から6の方につきましては、先の募集の結果、農家組合長等から推薦及び応募のあった方々になります。詳細につきましては、3ページをご覧いただきたいと思います。これは、推薦及び応募状況の最終として町ホームページに掲載させていただいているものであります。選任に当たっては、4ページの農業委員会等に関する法律（農地利用最適化推進委員の委嘱関係抜粋）をご覧いただきたいと思います。第17条第1項では、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」となっております。次に、第18条第4項では、「第8条第4項各号のいずれかに該当する者は、推進委員になることができない」ということ

で、1号として「破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者」、2号として「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」となっております。次に、第18条第5項では、「推進委員は、委員と兼ねることができない」となっております。最後に、第19条第3項では、「農業委員会は、第17条第1項の規定による推進委員の委嘱に当たっては、第1項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない」となっております。推薦、応募のあった6名の候補者につきましては、調査の結果、農地利用最適化推進委員になれる要件をすべて満たしておりました。以上踏まえましてご審議いただければと思います。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、整理番号ごとに行います。初めに、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号1について、選任することに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号1については、選任することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号2について、選任することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号2については、選任することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号3について、選任することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号3については、選任することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号4について、選任することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号4については、選任することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号5について、選任することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号5については、選任することに決定します。

相 京 議 長 続きまして、議案 酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号6について、選任することに賛成の方は挙手願います。

中村事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので、酒々井町農地利用最適化推進委員の選任についての整理番号6については、選任することに決定します。

相 京 議 長 それでは、ここで15分間の休憩を取りたいと思います。再開は、午後3時

50分とします。なお、再開後に、ただ今選任されました農地利用最適化推進委員に委嘱状の交付を行いますので、事務局は、委嘱状の準備をお願いします。

(休憩)

相京議長 休憩を解きまして会議を再開します。それでは、先ほど選任されました農地利用最適化推進委員に委嘱状の交付を行いますので、推進委員さんの中に入れてもらってください。

(推進委員入室)

中村事務局長 農地利用最適化推進委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。本日、第25期の農業委員会初総会が開催されておりまして、先ほど、会長に相京文夫委員、職務代理者に綿貫清委員が就任されました。また、先の公募によりまして、ご推薦、ご応募いただきました、農地利用最適化推進候補者の皆様につきましては、全員が農地利用最適推進委員に選任されましたので、併せてご報告させていただきます。なお、任期につきましては、本日、令和5年7月20日から農業委員さんの任期であります、令和8年7月19日までとなりますので、よろしく願いいたします。

中村事務局長 ただいまから、会長より委嘱状の交付を行いたいと思います。農地利用最適

化推進委員の皆様は自席の方でお待ちいただき、お名前をお呼びいたしましたら、ご起立願います。

竹尾謙一様、斉藤孝壹様、篠原庄一様、小坂和男様、
大塚 浩様、小島儀彦様

(順に辞令交付)

中村事務局長 それでは、ここで、新任の推進委員さんもおられますので、農業委員さんも含めて1番 宮田早苗委員から順番に一言ずつご挨拶いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(農業委員、農地利用最適化推進委員挨拶)

中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に戻りたいと思いますので、会長よろしく願いいたします。

相 京 議 長 農地利用最適化推進委員の皆様には、これから3年間よろしく願いいたします。それでは、議事に戻り、次第7の各種委員選出について、順次決めていきたいと思います。まず、(1) 農業振興対策特別委員会委員選出について、事務局より説明願います。

中村事務局長 それでは、各種委員選出についての(1) 農業振興対策特別委員会委員の選

出について、説明させていただきます。資料は5ページからになります。設置目的ですが、6ページの規約（案）をご覧くださいと思います。第1条に農業の振興発展に資することを目的とし、第2条に（1）農業に関する調査研究、（2）農業振興計画に関すること、（3）その他委員会の目的を達成するために必要と認める事業を行うこととなっております。定数は5名で、慣例として、会長、職務代理、農業に利害関係のない委員を除く5名の方をお願いしておりましたが、前期は京増委員が職務代理・農業に利害関係のない委員を兼ねておりましたので、会長・京増職務代理を除く6名のうちから5名を選出しておりました。その点を踏まえてご協議いただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局説明では、慣例では、会長・職務代理・農業に利害関係のない委員を除く5名を選出することですが、委員選任について、ご協議いただければと思います。

（協 議）

相 京 議 長 協議の結果、会長、職務代理と農業に利害関係のない委員として応募された京増委員を除く5名の方をお願いいたします。

相 京 議 長 委員長、副委員長につきましては、5名の委員さんで決めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(協 議)

相 京 議 長 それでは、委員長に石橋義弘委員、副委員長に飯田隆男委員が決まりましたので、よろしくお願いします。

相 京 議 長 続きまして、(2) 農地問題協議会委員選出について、事務局より説明をお願いします。

中 村 事 務 局 長 それでは、農地問題協議会委員の選出について、説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。設置目的、活動状況につきましては、自創法(自作農創設特別措置法)等について、未処理の問題を農業委員さんとともに、関係者の意見を聴きながら解決することとなっております。選出区分は、慣例として委員長に会長、副委員長に職務代理者が選出されています。学識経験者には農業に利害関係のない委員さんや土地改良区から推薦の委員さんが選出されており、前期は石渡委員が選出されています。その他、地元委員2名を合わせ、計5名となります。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員について、ご協議いただければと思います。

(協 議)

相 京 議 長 それでは、委員長に私、副委員長に綿貫清職務代理、学識経験者に石渡潤一委員よろしく申し上げます。

相 京 議 長 続きまして、(3) 農業委員会だより編集委員選出について、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長 それでは、農業委員会だより編集委員の選出について、説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。編集委員の活動状況は、原稿の編集・校正を行っていただいております。発行は、年に1回、3月を予定しておりますが、今回は新体制に移行した関係で、新任委員の紹介を含めた農業委員会だよりを来月に発行したいと考えております。選出区分・人数は、2名ですが、慣例により、職務代理には入っていただいておりますので、もう1名を選んでいただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、職務代理ともう1名とのことですが、ご協議いただければと思います。

(協 議)

相 京 議 長 それでは、綿貫清職務代理と宮田早苗委員によろしく申し上げます。

なお、早速ではございますが、委員の紹介を併せた農業委員会だよりを来月にも発行するとのことですので、ご協力をお願いします。

相 京 議 長 続きます、(4) 農業委員会親睦会委員選出について、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長 それでは、農業委員会親睦会委員の選出について、説明させていただきます。資料10ページの会則をご覧ください。第1条の規定により、農業委員及び農地利用最適化推進委員をもって組織するとなっており、前期は、農地利用最適化推進委員から、副会長に高崎孝推進委員を選出しておりました。なお、第4条の規定により、役員は、会長・副会長・幹事・会計となっています。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、ご協議いただければと思います。

(協 議)

相 京 議 長 それでは、会長に石橋義弘委員、副会長に小坂和男委員、幹事に綿貫清委員、会計に木我恭子委員が決まりましたので、よろしくをお願いします。

相 京 議 長 続きます、各種委員選出 (5) 農業委員会選出各種委員会・協議会等の委員選出について、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長 それでは、農業委員会選出各種委員会・協議会等の委員選出について説明させていただきます。資料の13ページをご覧ください。経済環境課及びまちづくり課関連の各種委員会の委員の選出となりまして、主に会長があて職で就いていただくこととなっております。今回は、上から2番目の生涯生活センター運営協議会1名と下から2番目の農業振興地域整備促進協議会の学識経験者1名を選出していただきたいと思います。なお、設置目的、根拠法令につきましては、14ページ以後を参照いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

相京議長 事務局から説明のありましたとおり、ほとんどが会長のあて職となっておりますが、15ページの生涯生活センター運営協議会委員1名と20ページの農業振興地域整備促進協議会委員の学識経験者1名につきましては、いかがいたしましょうか。

(協 議)

相京議長 それでは、生涯生活センター運営協議会委員に宮田早苗委員、農業振興地域整備促進協議会委員の学識経験者に京増孝一委員によりしくお願いします。

相京議長 続きまして、その他について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 それでは、委員報酬、委員積立、研修関係、親睦会決算報告について、何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 特にないようでしたら、次に、その他に移ります。事務局から何かありますか。

(配布物あり、事務局説明)

相 京 議 長 最後に来月の総会の日程ですが、事務局よりお願いします。

中村事務局長 先日の総会時に決定したとおり、8日の火曜日とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

相 京 議 長 それでは、来月の総会は、8日の火曜日にお願いいたします。長時間にわたり、慎重なるご審議ありがとうございました。以上ですべての議事が終了いたしましたので、事務局にお返しします。

中村事務局長 以上を持ちまして、第25期農業委員会初総会を閉会いたします。